

鳥取県公報

平成27年6月12日(金) 第8707号

毎週火·金曜日発行

			□
			人
\Diamond	告	示	土地改良区の定款の変更の認可(427) (農地・水保全課)・・・・・・・・・・・2
			公共測量の実施(428) (県土総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・2
			土地改良区の役員の退任(429) (中部総合事務所農林局)・・・・・・・・・・2
			出納員の権限に属する事務の一部の委任(430)(会計指導課)・・・・・・・2
			山州兵が推放に属する事物が一即の女は(100)(云山田寺林)

示

鳥取県告示第427号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を平成27 年6月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第428号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事 務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3 項の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量及び3級水準測量)
- 2 作業期間 平成27年6月1日から同年7月21日まで
- 3 作業地域 米子市観音寺

鳥取県告示第429号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が 退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信

退任した役員の氏名及び住所

理 事 細川 國弘 倉吉市新田294-2

平成27年5月20日退任

鳥取県告示第430号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部 を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県知事 平 井 治

1 委任させた事務

鳥取県埋蔵文化財センター刊行物販売代金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県埋蔵文化財センター

係長 松本 広和

3 委任期間

平成27年6月12日から平成28年3月31日まで